人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第１項において準用する法第６条第１項の規定により、平成30年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成30年３月16日　防衛大臣　小野寺五典

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

２　応募手続

⑴　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線20755）

公　告

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成30年３月16日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１　日時　平成30年３月26日午後２時から

２　場所　東京都千代田区霞ケ関３丁目１番１号　中央合同庁舎４号館1220号室

３　意見を聴こうとする事項

⑴　規則別表２の付表第56の一部改正について

⑵　⑴の改正に伴い、トルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を一部改正することについて

⑶　ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２の１の項の輸入禁止植物から除くことについて

⑷　⑶の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課国際室長）

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成30年３月22日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950 東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）に提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　意見を聴こうとする事項に対する意見及びその理由の概要

６　留意事項

⑴　議長は、５の意見公述の手続を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合

ハ　公述人が５⑵の内容と異なる内容を公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を講ずることがある。

７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

気　象

平成30年１月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	１　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,348	3,344	−10,660
（対前年同月比）	（−21.7）	（−35.7）	（72.1）
貿易収支	−6,666	5,389	−8,498
（対前年同月比）	（−21.6）	（−33.4）	（96.7）
輸出	62,264	72,715	55,243
（対前年同月比）	（12.7）	（8.8）	（3.0）
輸入	68,930	67,326	63,741
（対前年同月比）	（8.1）	（14.6）	（10.0）
サービス収支	−1,682	−2,045	−2,162
（対前年同月比）	（−22.2）	（−29.1）	（15.4）